

水道工事特記仕様書

阿 南 市

1. 一般事項

1. 1 適用範囲

本工事は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 平成 28 年 7 月」「徳島県土木工事施工管理基準 平成 28 年 7 月」「徳島県工事検査基準 平成 28 年 7 月」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。

また、土木工事主要提出チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。

1. 2 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項

土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 19 の「当初請負対象金額 5,000 万円以上の工事」は「当初請負対象金額 3,000 万円以上の工事」と読み替えるものとする。

1. 3 土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項

「徳島県土木工事共通仕様書 平成 28 年 7 月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成 28 年 7 月」の「第 1 編共通編」において、「7 日以内」、「5 日以内」、「7 日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内」と、「翌月 5 日」とあるのは「翌月 10 日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用」において、「建設機械施工」とあるのは「建設機械施工管理」に、「農業土木」とあるのは「農業土木又は農業農村工学」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月 31 日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和 3 年 3 月 25 日）」に、「建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日」とあるのは「国土交通省告示第 496 号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県土木工事共通仕様書 平成 28 年 7 月」において、「約款第 21 条」とあるのは「約款第 22 条」と、「第 21 条」とあるのは「第 22 条」と、「約款第 22 条第 1 項」とあるのは「約款第 23 条第 1 項」と、「約款第 23 条」とあるのは「約款第 24 条」と、「約款第 23 条第 2 項」とあるのは「約款第 24 条第 2 項」と、「約款第 26

条」とあるのは「約款第 27 条」と、「約款第 28 条」とあるのは「約款第 29 条」と、「約款第 29 条」とあるのは「約款第 30 条」と、「約款第 29 条第 1 項」とあるのは「約款第 30 条第 1 項」と、「約款第 29 条第 2 項」とあるのは「約款第 30 条第 2 項」と、「約款第 31 条」とあるのは「約款第 32 条」と、「約款第 31 条第 2 項」とあるのは「約款第 32 条第 2 項」と、「約款第 33 条」とあるのは「約款第 34 条」と、「約款第 34 条」とあるのは「約款第 35 条」と、「約款第 37 条」とあるのは「約款第 38 条」と、「約款第 37 条第 2 項」とあるのは「約款第 38 条第 2 項」と、「約款第 37 条第 3 項」とあるのは「約款第 38 条第 3 項」と、「約款第 38 条第 1 項」とあるのは「約款第 39 条第 1 項」と、「約款第 41 条第 2 項」とあるのは「約款第 54 条」と、「第 43 条第 2 項」とあるのは「第 44 条第 3 項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が 500 万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和 3 年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

（建設副産物）【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25 建設省令第 19 号）第 8 条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25 建設省令第 20 号）第 7 条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

（徳島県認定リサイクル製品の使用）【変更】

1-1-1-39 環境対策

9. 環境物品等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、国等による環境物品等の調達等に関する法律第 10 条の規定に基づく「徳島県グリーン調達等推進方針」で定める重点調達品目及び「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出することができる。なお、重点調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

1. 4 土木工事施工管理基準に対する変更仕様事項

「徳島県土木工事施工管理基準 平成 28 年 7 月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

(写真管理基準)【変更】

4. 写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備でき

る場合は、撮影を省略できるものとする。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況（形状寸数量）のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。

(3) 監督員、監督補助員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

1. 5 法令等の遵守

工事の施行にあたり、受注者は建設業法、道路交通法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法、緊急失業対策法、その他関係法規および発注者の条例・規程等工事の施行に関する諸法令規則を遵守しなければならない。

1. 6 疑義の解釈

(1) 仕様書（特記仕様書を含む）および設計図書（設計図および工事費内訳明細書を含む）に疑義を生じた場合は、発注者の解釈による。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、または内容に相互符号しない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

ただし、技術上当然必要と認められる軽微なものについては、発注者の指示に従わなければならない。

1. 7 諸手続き

受注者は、工事の施行に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続きは、迅速、確実に行いその経過については、すみやかに監督員に報告しなければならない。

1. 8 費用の負担

材料および工事の検査ならびに工事施行を伴う測量、調査、試験、試掘、諸手続等に必要な費用は、受注者の負担とする。

2. 現場における注意事項

2. 1 交通および保安上の措置

受注者は、工事施行中、公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう次の事項を守り、交通および保安上十分な措置をしなければならない。

(1) 受注者は、工事の施工に当たり、道路管理者、所轄警察署の交通規制に係る許可を得るとともに、許可証の写しを監督員に提出しなければならない。

(2) 工事施工時には、関係官公署の指示事項を遵守するとともに、沿道住民の意向を配慮し、必要な箇所に指定の表示をするとともに防止柵、注意灯等を設置し万全を期さなければならない。

(3) 工事区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの交通に必要な設備を施し通行者の安全に務めなければならない。

(4) 工事区域内は常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗に合わせ、直ちに仮復旧を行い、遅延なく一般交通に開放しなければならない。

2. 2 公害防止

騒音、振動、悪臭等の公害の発生を防止するとともに現場付近居住者との間に紛争を起さないよう、その施行方法、時期、場所等について、常に注意しなければならない。

2. 3 現場の整理、整頓

(1) 受注者は、工事施工中、交通および保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を使用のつど整理、整頓し、現場内およびその付近は常に清潔に保たなければならない。

(2) 受注者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに仮設物を撤去して、跡地を清掃しなければならない。

2. 4 工事現場標識等

(1) 工事現場には見えやすい場所に、工事件名、工事箇所、期間、事業所名、受注者の住所、氏名等を記載した工事標示板その他所定の標識を設置しなければならない。

(2) 受注者は、工事内容を地元住民や通行者に周知させ、協力を求めるため、発注者の指定する広報板を設置しなければならない。

(3) 耐震管を布設する工事においては、「耐震管布設工事中」と記載した工事標示板を設置しなければならない。

2. 5 工事用電力および工事用水

工事用電力および工事用水の設備は、受注者の負担で関係法規にもとづき施行しなければならない。

2. 6 工事に必要な土地、水面等

工事に必要な土地、水面等は、受注者の責任において使用権を取得し、受注者の費用負担で使用するものとする。

2. 7 交通誘導員等

(1) 交通誘導員とは警備業者の警備員（警備業法第4条による認定を受けた警備会社の警備員をいう）で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延人数168人（A0人、B168人）を見込んでいる。

(2) 現道上の工事においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから、受注者は状況を十分把握するとともに、その対策につい

て交通誘導員の配置計画を提出するものとする。

3. 工事施行

3. 1 一般事項

受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事日程と実績を比較検討して、工事の円滑な進行をはからなければならない。特に施行の時限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行をはからなければならない。

3. 2 地上、地下施設物

(1) 受注者は、工事施工箇所の地下埋設物の位置、深さ等を調査し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、工事着手前に監督員へ報告しなければならない。

また、地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、地下埋設物の管理者等が保管する台帳等に基づいて、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

(2) 工事施行中、損傷を与えるおそれのある施設物に対しては、受注者の負担で仮防護その他適当な措置をし、工事完了後は原形に復旧しなければならない。

(3) 地下埋設物または地上施設物の管理者から指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

3. 3 現場付近居住者への説明

受注者は、工事着手に先立ち、現場付近居住者に対し、監督員と協議のうえ、工事施行について説明を行い、十分な協力を得られるよう努めなければならない。

3. 4 就業時間

工事施行の就業時間については、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

3. 5 工事施行についての折衝報告

工事施行に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するときまたは交渉を受けたときは適切な措置を講ずるとともに、すみやかにその旨を監督員に報告しなければならない。

3. 6 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施行されているときは、互いに協調して円滑な施行をはからなければならない。

3. 7 工事記録写真

(1) 受注者は、工事全般にわたって、監督員の指示により、工事過程を段階的に

撮影、編集して工事検査の際写真帳として提出しなければならない。

(2) 既存の構造物その他で撤去、取り壊し等をするもののうち、監督員が指示した場合は、現況を撮影しなければならない。

(3) 工事施行後、外部から検査できない箇所は、原則として撮影しておかなければならない。

3. 8 工事関係書類の整備

受注者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておかなければならない。

4. 材料一般

4. 1 材料の規格

使用材料はすべて日本工業規格（以下 J I S という）、日本水道協会規約（以下 J W W A という）等に適合しなければならない。ただし規格にないものについては市場品中等以上のもので、監督員の承認を得たものでなければならない。

納入資材は、原則として製造後 1 年以内とするが、これ以外であっても協議により決定することができる。

4. 2 材料の搬入

工事用材料は、工事工程表にもとづき、工事の施行に支障を生じないよう現場に搬入しなければならない。

4. 3 材料の返納

設計仕様書により材料を購入し材料検査に合格したものであっても、工事内容の変更等により未使用となる材料は、受注者の責により処理しなければならない。（特殊材料については発注者と受注者とが協議して定めるものとする。）

5. 交付材料および貸与品

5. 1 交付および貸与

交付材料および貸与品は、発注者と受注者の立会いのもとに確認した後受領書または借用書と引き替えに交付あるいは貸与する。受注者は、その形状、寸法が使用に適当でないと認めたときは、その旨を監督員に申し出なければならない。

5. 2 運搬・保管

交付材料および貸与品の運搬および保管は、受注者が行うものとし、その取り扱いには慎重に行わなければならない。

5. 3 保管、使用状況の把握

交付材料および貸与品は、整理簿により、その保管および使用の状況を常に明らかにしておかなければならない。

5. 4 損傷時の処置

交付材料および貸与品を滅失または損傷したときは、賠償または原形に復さなければならぬ。

5. 5 返納

工事完了後、交付材料の残材および貸与品については、監督員の検査を受けたのち、すみやかに指定の場所に返納しなければならない。

6. 管布設工事施行一般

6. 1 布設位置

管布設の平面位置および土被りは、設計図により正確に決定し、必要に応じて地下埋設物その他の障害物を確認し、監督員と協議のうえ布設位置を決定しなければならない。

6. 2 掘削工

- (1) 掘削は、交通、保安設備、土留、排水、覆工、その他必要な諸般の準備を整えたうえ、着手しなければならない。
- (2) 一施行区域の長さは、関係官公署または監督員の指示によらなければならない。
- (3) 掘削断面は、掘削標準図による。
- (4) 埋め戻し完了時間が制約される工事箇所の掘削は、制約時間内に埋め戻しが完了できる範囲内でなければならない。
- (5) 掘削土は、表土または舗装部を取り除き、下層土と混ざらないよう処理しなければならない。
- (6) アスファルトコンクリート舗装の表層および基礎コンクリートならびにコンクリート舗装の取り壊しは、コンクリートカッターを使用して切り口を直線にし、断面は粗雑にならないようにしなければならない。
- (7) 継手掘りは、所定の形状、接合作業の完全を期せるように行い、ゆう水のある場合は、排水設備を完備しなければならない。
- (8) 掘削底面に岩石、コンクリート塊等固い突起物が出てきたときは、管底より10cm以上は取り除き、砂等で置き換えなければならない。
- (9) 機械掘削をする場合は、施行区域全般にわたり地上、地下施設物に十分注意

しながら行わなければならない。

6. 3 通路の確保

- (1) 通路を横断して施行する場合は、半幅員以上の通路を確保しなければならない。また、分割工事が不可能な場合は、覆工をするか、仮橋を設けるなどして通路を確保しなければならない。
- (2) 建物その他、人の出入りする場所に近接して工事を行う場合は、沿道住民に迷惑のかからないように安全な通路を設け、出入り口を確保しなければならない。

6. 4 埋戻工

- (1) 埋め戻しは、所定の土砂を用い、片埋めにならないように注意しながら厚さ 30cm ごとに十分締め固めなければならない。また、破損防止シートは、埋戻し第一層完了後布設するものとする。
- (2) 埋め戻しに際しては、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行わなければならない。
- (3) 管の下端、側部および埋設物の交差箇所の埋戻し、つき固めは特に入念に行い、沈下の生じないようにしなければならない。
- (4) 土留の切りばり、管の据付けの胴締め材は、管に影響を与えないよう取りはずし時期、方法を考慮して埋め戻しを行わなければならない。
- (5) 石綿管の埋め戻しにあたっては、管の周囲は特に良質土砂で行い、固いものがあってはならない。

6. 5 建設発生土の搬出

本工事の建設発生土については、次に掲げる場所に搬出を予定している。受注者は搬出に際し、事前に搬出先と受入条件等の協議を行うこと。

また、他事業との調整により工事間流用が可能となる場合、搬出先を変更する場合がある。その他、適切な処理が可能である他の搬出先がある場合については監督員と協議のうえ、変更することができる

なお、残土を処分する際は、敷地内で土壌分析検査（溶出試験）を実施し、検査結果を監督員に報告し、承諾を得た後搬出すること。

検査項目は「徳島県生活環境保全条例第58条」による。（28項目）

搬出先：阿南市加茂町黒河22番地10

(株)ヒロックス 太龍鉦山建設残土処理場

6. 6 発生材の処理等

本工事の施工により発生する次の各号の発生材については、次に掲げる場所へ搬出を予定している。搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び

その他関係法令等に従い処理を行うこと。なお、下記以外の許可業者の処分場で処理しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。

(1) アスファルト及びコンクリート類

処分場：阿南市宝田町井関 3 0 2 番地 1

(株) 大一建設 井関工場

(2) 汚泥

処分場：徳島市国府町早淵字段ノ原 8 9 6 番地 4

(株) 折口組 処分場

6. 7 管据付け

(1) 管の据付けにあたっては、十分内部を清掃し、管文字を上向きにして据付けなければならない。

(2) 直管では、一定以上の角度をとってはならない。

(3) 配管中既設埋設物と交差する場合は 3 0 c m 以上離さなければならない。

6. 8 配管技能者

(1) 配管作業に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し、熟練したものでなければならない。なお、給水装置を施工する場合は、給水装置工事主任技術者が行うこととし、着手前に技術者免状の写しを提出すること。

(2) 耐震管布設作業に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し、熟練したものでなければならない。なお、着手前に耐震継手講習会等の受講修了書の写しを提出すること。

(3) 水道配水用ポリエチレン管の布設作業に従事する技能者は、メーカーによる施工技術の講習課程を修了したものでなければならない。

(4) ステンレス鋼管等の溶接作業に従事する技能者は、J I S Z 3 8 0 1 (溶接技術検定における試験方法及び判定基準)、J I S Z 3 8 2 1 (ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準)、J I S Z 3 8 4 1 (半自動溶接技術検定における試験方法及びその判定基準)、の内、この種の溶接に最も適する技能と実務経験を有する者を従事させること。

6. 9 既設管との連絡工事

(1) 連絡工事は、断水時間に制約されるので、円滑な作業ができるよう十分な作業員を配置し、配管資材を確認し、機材、器具を十分準備し、迅速、確実に施行しなければならない。

(2) 既設管の切断に先立ち、監督員の指示立会いのうえ、管種および管の所属を調べ、設計図に示された連絡管であることを確認しなければならない。

(3) 既設管との連絡には、既設管内を十分清掃したうえ連絡しなければならない。

6. 1 0 水圧試験

配管終了後、原則として管内に充水し、管路として所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。

6. 1 1 既設管撤去及び撤去品

石綿管を撤去の際には、安全衛生法石綿障害予防規則に基づき撤去を行わなければならない。

撤去した管、弁栓類、鉄蓋等は、清掃した後監督員の検査を受け、指定した場所へ運搬しなければならない。

6. 1 2 仮設配管

側溝内配管を行う箇所は、水路断面の阻害を最小限に抑えなければならない。
また、大雨時などの際には、現場を巡回し現場の状況を監督員に報告すること。
なお、仮設配管材に引っ掛かったゴミなどは、早急に取り除き清掃しなければならない。その他については、監督員と協議し指示を得ること。